

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

12月から追加（3回目）接種が始まります

3回目のワクチン接種も1・2回目と同様に無料で接種でき、対象者に順次接種券をお送りします。なお、接種は強制ではなく、ご本人の意思に基づき受けていただくものです（任意接種）。



## ■ 対象者と接種券の発送

対象者は2回目の新型コロナウイルスワクチンを接種してから概ね8カ月以上経過した人です（12月の対象者は2回目接種を3月・4月に終えた人）。接種券は対象者に順次発送します。

## 1・2回目の接種も受け付けています

ワクチン接種を実施している医療機関などの最新情報を、本市公式ホームページに掲載しています。接種を希望する人は、直接各医療機関で予約してください。



予約受付可能な個別医療機関

## STOP！ワクチンハラスメント

身体的な理由やさまざまな事情により接種することができない人、接種を望まない人もいます。正しい知識と情報を得て、周りの人にワクチン接種を強制しないようお願いします。また、学校や職場、地域において、接種していない人へ、差別・偏見・いじめにつながる行為、誹謗中傷などは絶対に行わないでください。

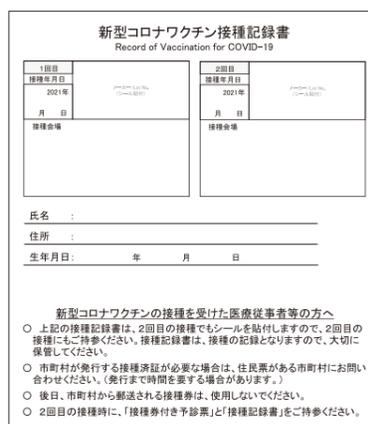
## 接種済証は大切に保管してください

ワクチンを接種した人は接種券に付属する①「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」または、②「新型コロナウイルスワクチン接種記録書」のいずれかにより、ワクチン接種の事実を証明することができます。

接種済証を紛失した場合は、申請により再発行が可能です。本市公式ホームページから必要書類をご確認いただき、持参または郵送で申請してください。



①新型コロナウイルスワクチン予防接種済証



②新型コロナウイルスワクチン接種記録書



接種証明について

氏名・住所・生年月日は印字済

※本証明は海外渡航向けのいわゆる「ワクチンパスポート」ではありません。

**ワクチン接種後も感染する可能性があります。引き続き感染防止対策をお願いします。**

【新型コロナウイルスに関するお問い合わせ】鳥取市新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤル  
**TEL 0857-30-8535（受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日含む））**  
 ※年末年始（12月29日～1月3日）は休業します  
 FAX 0857-20-3981 ※聴覚障がいなどによって電話が難しい場合のみ



深澤市長に提言書を渡す柳委員長

本市では、学識経験者による「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」を設置し、「旧本庁舎と第二庁舎が立地していた場所は長年多くの人に利用され、親しまれてきた全市民の貴重な財産であり、跡地の利活用を検討するにあたり、さまざまな方法で多くの人に幅広く意見を伺う」という本市の考えを尊重しつつ、全11回の会議において、本市の活性化につながる跡地活用となるよう議論を重ねていただきました。

10月12日に、これまでの議論やアンケート調査などの多くの市民の意見を踏まえて、求められる機能と活用策につ

いて整理された提言書が、専門家委員会から深澤市長へ提出されました。

本市では現在、この提言を参考に、市役所内部に設置した「旧本庁舎等跡地活用検討会議」で、部局を横断し検討を進めています。令和3年度中の可能な限り早い時期に、跡地活用について一定の方向性を示すこととしています。



旧本庁舎等跡地活用に関する提言書について



# 【特集】旧本庁舎等跡地活用に関する提言を受け検討を進めています

問 本庁舎政策企画課（33番窓口） 0857-30-8012  
 0857-20-3040

## 【提言の内容】

- いかなる活用を行う際でも、防災・減災機能は取り入れることとする。
- オープンスペースは、有事ではない平常時において、例えばイベントが開催できるなど、中心市街地のにぎわい創出や憩いの場・コミュニティの場としての活用も期待できるとともに、将来屋内施設や多目的ホールなどの公共施設用地として活用することが必要になった場合にも、活用方法を変更できる可変可能な状態として保持される側面もあり、将来的にも汎用性が期待でき、優位性が高いと考える。
- 旧本庁舎等跡地は、防災・減災機能を持ち合わせた、緑地公園を中心としたオープンスペースとして活用し、将来的には、市民のニーズや社会経済情勢などを勘案しながら、屋内施設・多目的ホールなどの利用も検討することを提言する。